

山形県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧要領

(趣旨)

第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)第10条の規定により、法第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 知事は、登録簿を一般の閲覧に供するため、サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を次のとおり設置する。

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課内
山形市城南町一丁目1番1号 山形県すまい情報センター内
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内
新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁建設部建築課内
米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内
東田川郡三川町大字横山字袖東160番地 山形県庄内総合支庁建設部建築課内

(閲覧対象の登録簿)

第3条 閲覧所に備え置く登録簿は、山形県全域の登録簿とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第4条 閲覧日は、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(山形県すまい情報センター内に置く閲覧所にあつては、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)以外の日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後5時まで(山形県すまい情報センター内に置く閲覧所にあつては、午前10時から午後6時まで)とする。

3 知事は、前2項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他登録簿の閲覧を制限する必要がある場合は、閲覧所を臨時に休所し、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の請求)

第5条 登録簿の閲覧の請求は、閲覧しようとするもの(以下「閲覧者」という。)が口頭により行うものとする。

(遵守事項)

第6条 閲覧者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。また、登録簿に破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 閲覧者は、静粛を保ち、この規程及び係員の指示に従わなければならない。

3 係員は、閲覧者がこの規程に違反し、又は係員の指示に従わない場合は、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から施行する。